

農林水産物を対象とした緊急時モニタリング実施方針

福島県農林水産部

1 趣旨

「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」第3の6の緊急時モニタリング（以下「モニタリング」という。）及び「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部策定）に基づく本県の農林水産物を対象とするモニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、必要な事項について定める。

2 基本的な考え方

モニタリングについては、放射性物質による出荷・販売用の本県農林水産物への影響の把握と安全性の確認及び消費者に対する正確な情報の提供を目的として行う。

なお、出荷制限等品目（原子力災害対策本部長による摂取又は出荷の制限の指示及び福島県知事による摂取や出荷等の自粛要請の対象となる品目）は、別に定める出荷等制限解除計画に基づき検査を行う。

3 モニタリングを構成する検査

（1）モニタリング検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査）

ア 出荷確認検査

生産量や出荷量が多い本県の主要品目、摂取量が多い品目等を対象として実施する。

イ 出荷制限等品目の解除に向けた検査（以下「解除に向けた検査」という）

出荷制限等の解除を目指す品目等を対象として実施する。

ウ 集中モニタリング検査

別紙「放射性物質の飛散が認められた場合における農林水産物の放射性物質検査の強化について」に基づいて実施する。

（2）事前確認検査（ゲルマニウム半導体検出器又は NaI シンチレーションスペクトロメータ等の簡易分析装置※（以下「簡易分析装置」という。）による検査）

ア 解除可否確認検査

（1）のイの解除に向けた検査の前に、本県が解除に向けた手続き開始の可否を判断するための検査を行うことができる。

イ 収穫可否確認検査

（1）のアの出荷確認検査の前に、避難指示区域のうち営農が可能な区域（避難指示解除後の区域を含む）において初めて産出される品目について、本県が収穫の可否を判断するための検査を行うことができる。

(3) 迅速検査（簡易分析装置による検査）

農林事務所、農業普及所単位などの限られた地域の中で生産・流通する品目については、生産現場に近い所で迅速に出荷の可否を判断するため、農林事務所をはじめとする県の関係機関（以下「農林事務所等」という。）に配置した簡易分析装置（別記2）で、(1)のアの検査に準じて検査を行うことができる。

4 自主検査（県のモニタリングの範囲外）

市町村や生産者団体、地域の恵み安全対策協議会（以下「市町村等」という。）が出荷・販売に供される農林水産物の安全・安心を確保するために行う検査を自主検査として位置づける。県は、「県産農林水産物の安全性確認体制について」（平成23年9月14日付け農林水産部長通知、平成28年3月29日最終改正）に基づき、これらの検査を行う機関と連携し、その検査結果をモニタリングにおけるサンプリングの参考にするなど、有効に活用する。

5 モニタリングの対象品目

本県で生産・採取される農林水産物のうち、出荷・販売に供されるもの等を対象とする。

6 実施体制

モニタリングの実施体制は、別記1のとおりとする。

7 実施方法

モニタリングについては、農林事務所等が市町村等の協力のもと計画的にサンプリングを行い、農業総合センター等の農林水産部内分析機関を中心に関係部局分析機関や民間分析機関を活用し、万全を期して進める。

また、各地域の関係機関に配備した簡易分析装置を活用し、ゲルマニウム半導体検出器による検査と組み合わせる事前確認検査を実施するとともに、簡易分析装置により生産現場に近い所で迅速に出荷の可否判定を行う迅速検査を実施するなど、本県農林水産物の安全性確認を効率的に進める。

(1) モニタリング計画の作成及びサンプルの採取

ア モニタリング計画の作成

環境保全農業課は、2の基本的な考え方にに基づき、関係課と調整して品目別試料採取基準並びに年間モニタリング計画を作成する。

イ サンプリング計画の作成

関係課は、対象品目については以下の点に留意し、緊急性、重要性、更には分析機関の能力等を勘案して翌3カ月分のサンプリング計画を3、6、9、12月中旬までに作成する。

また、モニタリングの精度を高めるため、サンプリング計画の作成に当たっては、品種や作型、出荷時期、地域毎の作付面積等に配慮する。

- (ア) 本県の主要な農林水産物で、生産量や出荷額が多い品目
- (イ) 収穫期間が長く、一定期間ごとに継続して分析が必要な品目
- (ウ) 地域振興上重要な品目
- (エ) 摂取量が多い品目

ウ 試料の採取及び運搬

関係課は、サンプリング計画に基づき、農林事務所等試料採取担当を通じ関係市町村等と調整の上、試料の採取場所を選定する。

農林事務所等試料採取担当は、試料を採取し、分析機関等に運搬する。

なお、持込時間は、持ち込み当日の早い時間帯に試料を搬入できるよう事前の十分な調整を行う。

8 分析機関

(1) 農林水産部内分析機関

分析は、原則として農林水産部内分析機関で実施する。

(2) 関係部局分析機関

農業総合センターの分析能力を超える点数のゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する場合は、関係部局分析機関を活用する。

(3) 民間分析機関

農業総合センターの分析能力を超える点数のゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する場合や、分析に日数を要することが許容される場合は、民間分析機関を活用する。

9 分析結果の取扱い

(1) 出荷自粛要請等

県は、出荷確認検査の結果が基準値を超えた場合には、関係課と連携し、関係市町村、生産者団体等に対し出荷自粛の要請等必要な措置を講ずる。

また、事前確認検査の結果により、基準値を超えることが明らかとなった場合には、当該品目及びその地域の収穫自粛の要請等必要な措置を講ずる。

(2) 公表等

県は、モニタリング検査の結果を公表する。

なお、分析結果は、関係市町村等の了解を条件に、出荷管理が可能となるなど要件の整った品目は旧市町村（魚介類等については、海域、河川等）または大字に細分して公表できるものとする。

(3) 数値の確定

3の(3)の迅速検査において、簡易分析装置を用いた際の結果が基準値の1/2を超えた場合は、ゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する。

10 実施時期

平成23年7月11日から実施する。

平成24年3月22日から一部改正して実施する。

平成24年7月5日から一部改正して実施する。

平成28年5月10日から一部改正して実施する。

平成29年4月3日から一部改正して実施する。

平成30年4月1日から一部改正して実施する。

平成30年6月1日から一部改正して実施する。

平成31年4月1日から一部改正して実施する。

令和2年4月1日から一部改正して実施する。

令和3年4月1日から一部改正して実施する。

令和4年4月1日から一部改正して実施する。

令和5年4月1日から一部改正して実施する。

令和7年4月1日から一部改正して実施する。

11 その他

その他必要な事項については、別途定める。

本方針の改正に伴い、「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリングの簡易分析装置による迅速検査・事前確認検査実施細則」（平成24年7月5日付け農林水産部長通知）は、廃止する。

※ 効率的・効果的なモニタリング検査を確保する観点から、簡易分析装置によるスクリーニングの導入を推進するため、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」（厚生労働省、平成24年3月1日最終改正）が定められている。

(実施方針 別記1) モニタリングの実施体制

チーム名	機関名・関係団体等名	チームの役割
総括	・環境保全農業課	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング計画作成 ・関係機関・団体との調整（原子力災害現地対策本部、関係部局、関係市町村、関係団体等） ・ホームページの更新及び分析結果等に関する文書の通知
関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・水田畑作課 ・園芸課 ・畜産課 ・水産課 ・林業振興課 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象品目毎のサンプリング計画作成 ・試料採取担当機関との連絡調整 ・農林水産省との調整（出荷制限及び解除等を含む） ・分析データの活用
	・農産物流通課	・分析結果等に関する情報発信
試料採取	<ul style="list-style-type: none"> ・林業振興課 ・農林事務所 ・家畜保健衛生所 ・農業総合センター ・水産海洋研究センター ・水産資源研究所 ・内水面水産試験場 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の関係市町村、生産者団体等との調整 ・試料の採取及び運搬 ・試料の配送
分析	<ul style="list-style-type: none"> ○モニタリング検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査） ・農業総合センター ・環境創造センター ・民間分析機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲルマニウム半導体検出器による検査 ・分析及び分析結果の集計
	<ul style="list-style-type: none"> ○事前確認検査（ゲルマニウム半導体検出器又は簡易分析装置による検査） ・農林事務所 ・家畜保健衛生所 ・農業総合センター（研究所を含む） ・林業研究センター ・水産海洋研究センター ・水産資源研究所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲルマニウム半導体検出器又は簡易分析装置による検査 ・分析及び分析結果の集計
	○迅速検査（簡易分析装置による検査）	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易分析装置による検査 ・分析及び分析結果の集計

(参 考)	○自主検査 ・市町村 ・生産者団体 ・地域の恵み安全対策協議会	○自主検査 ・分析結果等の情報発信
-------	--	----------------------

(別記2) 簡易分析装置の配置機関 (R7.4.1現在)

配置機関名	台数	種類
県北農林事務所伊達農業普及所	2	NaI
〃 安達農業普及所	1	NaI
県中農林事務所	1	NaI
〃 田村農業普及所	1	NaI
〃 須賀川農業普及所	1	LaBr3
県南農林事務所	1	NaI
南会津農林事務所	1	LaBr3
相双農林事務所	1	LaBr3
	1	NaI
〃 双葉農業普及所	2	NaI
いわき農林事務所	1	NaI
農業総合センター会津地域研究所	1	NaI
〃 果樹研究所	1	NaI
林業研究センター	3	NaI
	2	NaI (非破壊)
合計	20	